

小規模企業共済制度改正

小規模企業共済制度は個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく、いわば「経営者の退職金制度」です。掛金は、月額1000円から7万円の範囲で自由に選べ、全額所得控除となります。



制度改正でさらに魅力アップ!

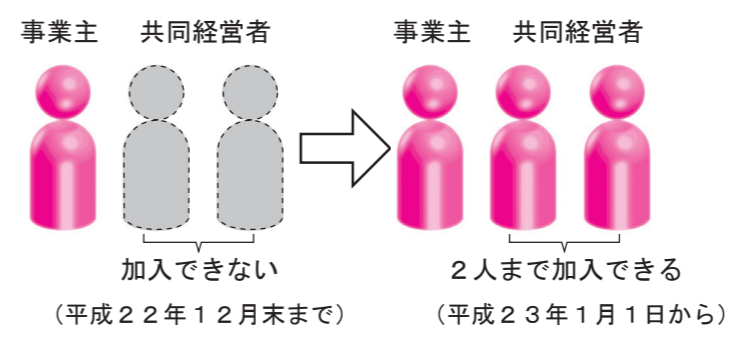
平成23年1月から
個人事業主の共同経営者も
2人まで加入できます。

共同経営者の加入要件

左記の要件をすべて満たす方が、「共同経営者」として加入することができます。

要件
① 経営に携わる事業の個人事業主が小規模企業者であること
② 事業の経営において重要な意思決定をしていること または、事業の経営に必要な資金を負担していること
③ 業務の執行に対する報酬を受けていること

※ただし、加入できるのは個人事業主1人につき2人までです。



共済金等の受取り

共同経営者として加入された方の共済事由は、左記のとおりです。

共済金 A	共済金 B	準共済金	解約手当金
個人事業主の廃業に伴い共同経営者を退任した場合 死亡・疾病または負傷により共同経営者を退任した場合	年齢給付（共同経営者が65歳以上で掛金納付月数が180ヶ月以上）	個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった場合 個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任したが、その会社が小規模企業でなかった場合 個人事業主が法人成りし、共同経営者が小規模企業の役員となった場合	任意解約（共同経営者の自己都合による解除） 共同経営者の地位を任意に退任した場合 12ヶ月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除

共同経営者の掛金納付月数の通算

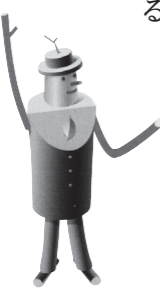
共同経営者の方は、左記の場合に掛金納付月数の通算ができます。

【同一人通算】

- 個人事業主の廃業、事業の全部譲渡及び法人成りの後に、引き続き小規模企業者である個人事業主、共同経営者又は会社等の役員になる場合
- 共同経営者が負傷・疾病により退任した後、再び小規模企業者である個人事業主、共同経営者又は会社等の役員になる場合
- 個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業（共同経営者の地位）の全部を譲渡した後に、引き続き小規模企業者である個人事業主、共同経営者又は会社等の役員になる場合

【承継通算】

- 個人事業主の配偶者又は子に事業を全部譲渡するに伴い、共同経営者が配偶者又は子へ、その地位を譲渡する場合
- 共同経営者が死亡した場合に共同経営者の配偶者又は子はその地位を相続する場合



ご注意ください!!

共同経営者の方が個人事業主の廃業や死亡・疾病・負傷以外の事情（留学、転職、のれん分け、独立開業等）で退任された場合は「任意解約」扱いとなり、掛金納付月数が12ヶ月以上の場合、「解約手当金」が支払われます。なお、「解約手当金」は、掛金納付月数が240ヶ月（20年）未満の場合、払い込んだ掛金総額を下回ります。また、この場合、掛金納付月数の通算による共済契約の継続もできません。



【お問合せ】
独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）
共済相談室
TEL 050-5541-7171
URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/>
【ご加入手続き・お問合せ】
当所 会員サービス課
TEL 058-264-2134